

○厚生労働省告示第一八三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年二月二十八日から適用する。ただし、第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2の(2)の改正規定は、公布の日から適用する。

平成二十二年四月八日

厚生労働大臣 長妻 昭

第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の1中「(ただし、同表第2欄に掲げるカドミウム及びその化合物にあつては同表第3欄に定める量以上)」を削り、同目の1の表の第1欄中「米」の下に「(玄米及び精米をいう。2の(1)において同じ。)」を加え、同表の第3欄中「1.0ppm」を「0.4ppm」に改める。

第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2の(1)の表の検体の欄中「玄米」の下に「及び精米」を加える。

第1食品の部D各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の2の(2)中「1. に示す」を「次に示す」に改め、「ただし、2. に示すジチゾン・クロロホルム法によることができる。」を削り、「1. 原子吸光法」を削り、2. を削る。